

都市の計画的土地利用を実現するうえで、土地利用規制を一定の具体的なプラン（計画図面）にもとづいて、統一的に行なう方法を、われわれは計画規制という概念で捉えている。もとより、広い意味ではこのような方法に関わるプランの範ちゅうに、都市全体を対象空間とするマスタープランやアーバンジェネラルプランも含まれるが、われわれの主たる関心は、地区単位の計画規制におけるプランと土地利用規制の関係にある。

地区単位の計画規制の方法を採用している国は現状では少なからずあるが、土地利用規制という法制度的な要素との関係もあって、そのプランの都市計画体系における位置、性格、機能、形式、事業制度などとの関係などは実に様々である。

さて、地区単位の計画規制におけるプランと土地利用制御の関連を、そのプランの事例を通じて検討しようとするのが当面の研究課題である。そこでここにとりあげるプランは、いわゆる法定計画（Statutory plan）としての性格を有するものであるが、もとより法定計画の定義も簡単ではない。ここではそのプランの策定が原則として何らかの法制度的規定にもとづいてなされたものということにした。勿論、そのプランは必ずしも私人の権利を制限するという性格のものだけではない。むしろ、拘束力の質と形式は様々というべきである。いずれにせよ、技術的に大変興味深いものであっても、単に任意的に作成されたものは、選択の外とした。

研究は先ず、プランそのものを収集、整理し、その記載内容の特徴、背景などを把握することを基礎にしている。とくに、この研究では分析内容を実証的に説明できるものとするためには、個々の研究素材としてのプランそのものを明らかにしておかなければならない。そこで、本レポートでは、分析の素材となる各国のプランについて、整理、分類したものを先ず印刷することとした。

もっとも、収集したすべてのプランを印刷することは単に記録以上の意味はないし、経済的でないので、ここではそれらの中から、類似のものを避けて精選した41点をとりあげている。

なお、収集したプランはすべて実行プランであり、その大半は日笠研究室で所蔵していたものであるが、これら以外に（財）河中自治振興財団、住吉洋二氏、春日井道彦氏、蔡添璧氏にお世話になった。ここに記して謝意を表したい。